

国との調整状況について

「大阪における大都市制度の制度設計(パッケージ案)」について、昨年 11 月、国からの再質問・意見があり、その回答を今般提出しましたので、協議会に報告します。

これまでの経過

8月9日 パッケージ案を第6回協議会に提示
(国との調整をスタート)

8月16日 総務省から各省庁へパッケージ案に対する照会

9月19日 総務省から、各省庁の質問・意見の送付

10月28日 総務省あて、回答を送付

10月30日 第8回協議会に調整状況を報告

11月22日 総務省から、各省庁の再質問・意見の送付

1月10日 総務省あて、回答を送付

* 財政関係などについては、担当者間で適宜意見交換を実施

下線部は、第8回協議会報告時からの更新内容

基本回答

再度、ご質問、ご意見を頂きありがとうございます。

今回、ご質問、ご意見を多く頂きました「特別区の職員体制・専門性の確保」、「都道府県・指定都市の権限に属する事務と事務処理特例条例との関係」について、基本的な考え方をご説明した上で、個別の質問等に対する回答は、別添によりさせていただきます。

今回の回答を踏まえ、更に回答内容についてご意見、ご質問がある場合には、できるだけ速やかに頂きますようお願いいたします。その上で必要な調整を行い、それを踏まえ考え方を整理してお示しさせていただきます。

昨年8月以降こうしたやり取りを通じてご質問、ご意見がない場合は、特段の異論がないものとして、今後、大都市地域における特別区の設置に関する法律（以下「大都市法」という。）に基づく正式な協議に入らせていただきたいと考えます。

1 職員体制・専門性の確保

(1) 基本的な考え方

今回の制度改革は、現在の大阪市を中核市の要件を満たす人口30万～45万の人口規模の特別区に再編するものであり、新たに中核市を作るものではありません。従って、現在の大阪市の人材、専門的な知見や実績、ノウハウ、保有する施設・設備等が引き継がれることとなります。

特に職員体制については、中核市・特例市の権限に属する事務について、近隣中核市5市（豊中、高槻、東大阪、尼崎、西宮の各市）の人員配置をモデルに、将来に向けて効率的かつ安定的に中核市・特例市権限を担えるような職員体制をつくっていくこととしています。

特別区設置当初の職員体制については、近隣中核市5市の平均を上回る体制とし、現在の大阪市の職員をベースにそれぞれの部署に配置することを基本といたします。

こうした考えのもと、別添の回答のとおり、現行大阪市を引き継ぐことになる新たな特別区では、十分な職員体制・専門性が確保されることになると考えます。

(2) 都道府県・指定都市の権限に属する事務について

さらに、都道府県・指定都市の権限に属する事務を担うこととしておりますが、これらの事務については、現在指定都市として大阪市が担っている、また、都道府県事務であっても事務処理特例条例により大阪市が担っています。

従って、中核市・特例市の権限に属する事務と同様、現在都道府県・指定都市の権限に関する事務を担っている大阪市の職員が新たな特別区の担当部署に配置されることが基本であり、新たな特別区において必要な職員体制が確保されるものと考えます。

2 都道府県・指定都市の権限に属する事務と事務処理特例条例との関係

都道府県・指定都市の権限に属する事務に関して、今回も事務処理特例条例との関係についてのご意見、ご質問を頂きました。

これらの事務については、事務処理特例条例による対応も考えられますが、大都市法の趣旨・目的や分権改革との関係などからは、基本的には、法改正による対応が必要と考えます。

3 その他

新たに「大阪における大都市制度の制度設計(パッケージ案)」に追加した水道事業について、関係省庁への照会等について取り計らい願います。

各府省再意見・再質問に対する回答

目次

		ページ
1	内閣府	1
2	総務省	2
3～6	文部科学省	3
7	農林水産省	5
8～10	経済産業省	5
11～19	国土交通省	7
20～27	環境省	19

各省再意見・再質問に対する回答

	省庁名	意見・質問	回答
1	内閣府	<p>認証事務と認定事務で担当所轄庁を分けることについては、前回意見のとおり、平成24年4月に施行された法では認証のみを行う所轄庁は想定されておらず、また、新認定制度の趣旨からも逸脱していると考えるところ。</p> <p>仮に、認証事務と認定事務を別々の所轄庁で行う制度となった場合、現行法上で具体的には、以下のような問題が生じるものとする。</p> <p>監督権限に係る問題 事務特例においては、地方自治法第252条の17の4において、「是正の要求等の特別」に関する規定があり、本条第1項に基づいて、自治事務に関し、委譲元である都道府県が、自らの判断で委譲先の市町村に対し、是正の要求を行うことができる旨、規定されている。しかし、特別区を「認証のみを行う所轄庁」とした場合、広域自治体は認証に係る業務に関して「是正の要求」はできないことになるのは問題と考えられる。</p> <p>現在の特定非営利活動促進法（以下、「法」という。）では認証事務と認定事務について一体の所轄庁で行うことが想定されている。</p> <p>例えば、定款違反による改善命令、認証取消しについては、認証法人に係る条文（法第42条、43条）でのみ規定されている。そのため、認定法人に対して、法第64条に基づいて監督を行い、当該法人において定款違反が発見されたとしても認証を取り消すことができず、所管する特別区への意見表明しかできないことが想定されることは問題と考えられる。また、ひとつの法人において所轄庁が分かれることになり、広域自治体と特別区の間で実務上の問題が増えるものと考えられる。さらに、両所轄庁間で見解の相違などが生じた場合には、NPO法人にも混乱を与えることとなる。</p>	<p>について 認証事務と認定事務については、府内において認証事務を先行して市町村へ移譲しており支障なく事務を実施している実績もあり、別の所轄庁で行うこととなっても実施が可能であると考えており、ご指摘の実務上の問題についても、所轄庁間の緊密な連携により、対応が可能であると考えます。</p>
		<p>「中核市並み」の権限の問題 特別区が実態上、中核市と同等の規模があるとしても、現時点において法的に政令市と同等であると認められていない以上、特別区に政令市並みの事務を認めることは困難である。</p> <p>なお、認定業務の効率性に関しては、大阪府および大阪市において、平成23年度までの10年間で6法人であったところ、法改正を受けた平成24年度以降は、15法人が認定されたことを鑑みると、今後の制度定着によりさらなる法人申請の増加が見込まれる。今後も特定の区だけから認定法人が出るとは、一概には言えないのではないかと。</p>	<p>について 政令市と位置付けられていない場合であっても、個別法において政令市権限に相当する事務を処理することが認められているものもあり（例、児童相談所の設置）、実際に政令市に指定されているかどうかではなく、当該事務を実施するにふさわしい規模・能力を有するかどうかについてご検討いただきたいと考えます。</p> <p>なお、認定事務が税制上の優遇など法人の活動への影響が極めて大きく、専門性も非常に高いことから広域自治体で実施としておりますが、このような事情は法人申請の増加によっても変わらないこと、また、広域自治体で事務を行うことに特段の支障も考えられないため、認定事務については広域、認証事務については各特別区で実施することとしたいと考えます。</p>

各省再意見・再質問に対する回答

	省庁名	意見・質問	回答
2	総務省	<p>【意見】</p> <p>市町村交付金法第9条において、市町村交付金を交付される市町村は、市町村交付金の算定標準額の基礎となる固定資産について、価格の修正の申出ができることとされています。その要件は、通知された価格等が類似する固定資産の固定資産税の課税標準額の基礎となるべき価格と著しく異なるというのですが、特別区は当該価格を把握することができないため、価格の修正の申出を行うことができないものと考えられます。また、財源超過団体に係る基地交付金は、基地交付金法施行令第3条第2項に規定する額（以下「政令控除額」という）を控除して算定することとされていますが、仮に、基地交付金を特別区に帰属させることとした場合、特別区ごとの政令控除額を算定するために財源超過額を特別区ごとに算定する必要が生じるなど、結果として、地方交付税制度の制度設計にも大きな変更を加えざるを得ないこととなり、地方財政のスキームを損なうことになるものと考えられます。このような実務上の問題があることや、市町村交付金、基地交付金及び特別とん譲与税が制度的に固定資産税の代替的財源として位置づけられていることにかんがみると、これらはすべて、固定資産税の課税庁に帰属させることが適当と考えられます。</p> <p>（市町村交付金：国又は地方公共団体が所有する固定資産の中には、その使用の実態又はその固定資産と所在市町村の消防、道路、公共施設等との受益関係が固定資産税を課される他の一般の固定資産と同様であるものや、施設が広大な面積を有し、所在市町村に及ぼす税財政上の影響が少なくないものがあるため、国等が所有する固定資産のうち、一定の用途に供されている固定資産について、固定資産税が課される固定資産との負担の均衡あるいは地方財源の充実を図る見地から、固定資産税相当額の負担を求めようという制度として創設されたものである。）</p> <p>（基地交付金：米軍の施設や自衛隊が使用する施設のうち、飛行場や演習場の用に供する土地が広大な面積を有しており、市町村の区域の多くを占めていることが市町村の財政に著しい影響を与えていることを考慮して創設されたものである。）</p> <p>（特別とん譲与税：外航船舶に対する固定資産税について、国際競争力を維持培養するためにその負担を軽減することとした際に、これによって生じる固定資産税収入の減収について特別とん税を譲与することによって減収を補てんすることとされたものである。）</p>	<p>これらの交付金等の取扱いについては、固定資産税の課税庁に帰属すべきという貴省のご意見も踏まえながら、財政調整の制度設計の中で総合的に検討する必要があると考えます。</p> <p>ただし、市町村交付金の交付先を広域自治体とした場合、現行の法制上では、これまで交付対象とされなかった特別区所有の貸付資産などが交付対象と解釈される可能性があると思いますので、こうした点が明確にされる必要があります。</p>

各省再意見・再質問に対する回答

省庁名	意見・質問	回答
3 文部科学省	<p>文化財保護に関する事務については、文化財が一旦滅失・き損すると原状回復が困難な性質のものであることから、文化財保護に係る専門的・技術的判断が担保されるとともに、文化財保護の観点から対応が可能な人的体制が整備されている地方公共団体において処理すべきであると考えております。</p> <p>そのような観点から、現在、新たな特別区の職員体制の整備に当たってモデルと考えておられる近隣の中核市5市（豊中、高槻、東大阪、尼崎、西宮の各市）における現在の文化財保護に係る職員体制の整備状況、及び新たな特別区において想定される文化財保護に係る職員体制の整備状況について、具体的な人数やその内訳（専門職員・一般行政職員など）を分野別（埋蔵文化財、美術工芸品など）に御教示願います。</p> <p>また、「具体の特別区設置時の職員体制については、現行の大阪市の職員体制をベースに、府市の垣根を超えた適材適所の人員配置に努める」こととされており（「基本回答」2頁）、文化財保護に係る事務で現在都道府県又は指定都市の教育委員会が処理しているもののうち、今回の制度改正で特別区が担うこととするものを想定されているものについては、大阪府及び大阪市の現在の関連する職員体制の整備状況について具体的な人数やその内訳（専門職員・一般行政職員など）を分野別（埋蔵文化財、美術工芸品など）に御教示の上、新たな特別区がそれと遜色ないことについて具体的根拠を基に御説明願います。</p>	<p>中核市権限の業務については、近隣の中核市5市の平均職員数をベースに算出し、加えて政令指定都市・都道府県権限業務については、現状の大阪府もしくは大阪市において、当該業務に従事する職員数を基に算出することを基本としています。</p> <p>実際の特別区への職員配置については、現在政令指定都市として大阪市が行っている事務又は事務処理特例条例などにより大阪市が行っている府県事務が各特別区へ移管されることから、現在当該事務に従事する専門職をはじめとする職員が特別区へ移行後においても、そのまま担当部署に配置されることが基本となるため、事務執行には支障は生じないものと考えております。</p> <p>大阪市における文化財保護に関する業務を所管する部局の体制は下記のとおりです。 （平成25年5月1日現在） 教育委員会事務局生涯学習部 66名</p>
4 文部科学省	<p>教職員の人事異動は、人事異動域内の人口規模に関わらず、交通手段、生活圏、文化圏等、地理的・歴史的事情を基に行われており、人事異動の範囲は、必ずしも「特別区」のような行政区の範囲とは一致しない。したがって、一定規模の自治体に人事権を委譲するのではなく、現在、広域での人事異動が行われている関係の自治体で合意ができた場合に人事権を委譲することが適当であることから、大阪府内でも事務処理特例を活用した方法で人事が行われている。「特別区」についても、同様の考え方で対応することが適当ではないか。</p>	<p>新たな特別区については、人口規模に加えて、市域における交通手段、生活圏、文化圏等、地理的・歴史的事情を考慮しています（パッケージ案9・特別区のすがた（案）参照）。各特別区がその独自性を発揮しながら実施していくのが新たな大都市制度の趣旨に沿うものと考えており、ご指摘の点については、事務事業の実施において必要に応じて特別区間で連携を図ることを想定しており、問題は生じないものと考えております。</p> <p>当該事務については、事務処理特例条例による対応も考えられますが、大都市法の趣旨・目的や分権改革との関係などからは、基本的には、法改正による対応が必要と考えます。</p>

各省再意見・再質問に対する回答

省庁名	意見・質問	回答												
5 文部科学省	<p>(No.11, 12に対する大阪府市からの回答について)</p> <p>「教員免許更新制」は、教育職員免許法第9条～第9条の4及びその他関係省令等に規定する制度であり、「免許法認定講習」は教育職員免許法別表第3備考6及び教育職員免許法施行規則第34条等に規定するものである。</p> <p>両者は異なる制度であるが、NO.11・NO.12の回答を拝見すると、両者を混同されている可能性があるため、再度、大阪府・大阪市の事務分担(案)を整理いただいた上で、以下に示す前回の質問について回答いただきたい。</p> <p>特に、NO.11については、免許法認定講習の質の担保について、ご教示いただきたい。</p> <p>NO.11【教育職員免許法認定講習の開設について】</p> <p>第6回大阪府・大阪市特別区設置協議会 大阪における大都市制度の制度設計 6.法改正事項(案)における「教育職員免許法認定講習の開設」等について</p> <p>事務分担(案)4.教育 事務区分番号4 - No22について</p> <p>免許法認定講習を開設することのできる者は、教育職員免許法施行規則第36条第1項において、教職課程を置く大学、教員免許状授与権者(都道府県教育委員会)、国立特別支援教育総合研究所、指定都市教育委員会、中核市教育委員会とされている。また、その実施においては、講習開設者はその適切な水準の確保が求められている。</p> <p>教育職員免許法認定講習の開設及びこれに係る事務等は、同規則36条の認定講習を開設できる者の資格の範囲を特別区にも拡大したいとの御趣旨が教えていただきたい。</p> <p>免許法認定講習の単位は、全国で効力を有する普通免許状の資格要件となるため、その質の担保は非常に重要なものとなる。</p> <p>特別区において、どのように免許法認定講習の質を担保することができるかと考えなのか、具体的に教えていただきたい。</p>	<p>当該事務は、中核市が担う事務であることから、ご指摘のとおり、認定講習を開設できる者の資格の範囲を特別区にも拡大したいという趣旨です。</p> <p>実際の特別区への職員配置については、現在政令指定都市として大阪府が行っている事務が各特別区へ移管されることから、現在当該事務に従事する専門職をはじめとする職員が特別区へ移行後においても、そのまま担当部署に配置されることが基本となるため、事務執行には支障は生じないものと考えております。</p> <p>大阪市における教育職員免許法認定講習に関する業務を所管する部局の体制は下記のとおりです。</p> <p>(平成25年5月1日現在)教育委員会事務局教務部教職員人事担当 55名</p>												
	<p>(No.11, 12に対する大阪府市からの回答について)</p> <p>No.12【免許更新制に関する事務について】</p> <p>事務分担(案)[資料編]4.教育 (事務区分番号)</p> <table border="0" data-bbox="403 1117 716 1292"> <tr><td>2</td><td>No. 4</td></tr> <tr><td>3</td><td>No. 7</td></tr> <tr><td>14</td><td>No. 8 8</td></tr> <tr><td>15</td><td>No. 1 1 6</td></tr> <tr><td>16</td><td>No. 1 4 3</td></tr> <tr><td>18</td><td>No. 1 7 6、1 8 1</td></tr> </table> <p>の「事務の概要」に記述されている「教員免許更新制」に係る事務とは、どのような事務を想定しているのか。免許状更新講習規則第1条第2号に規定する免許状更新講習開設者の資格を特別区へ拡大するとの御趣旨なのか教えていただきたい。</p> <p>その他の事務を指す場合は、教育職員免許法・同施行規則の具体的な条文をお示しいただきたい。</p>	2	No. 4	3	No. 7	14	No. 8 8	15	No. 1 1 6	16	No. 1 4 3	18	No. 1 7 6、1 8 1	<p>教育職員免許法第9条～第9条の4等に規定される「教員免許更新制」にかかる事務(法定事務)については、免許管理者である広域の事務として引き続き実施するものと考えています。</p> <p>今回事務分担(案)で整理した当該大阪府市の事務は、教員免許更新にかかる府教委の事務(法定講習関係の事務)に関して、該当者に受講を促したり、受講後に報告を求めて状況を把握するなど、教員免許更新制度にかかる促進関係事務(任意事務)であり、具体的に法令の改正を求めるものではありません。</p> <p>事務区分番号2 No. 4(政令市権限)の事務の事務概要に「教員免許更新制に関する事務」と記載していますが、本来この法令事務の中に入れるべきものではなく、誤りであったと考えます。政令市権限である職員・教員採用等の事務と一連の事務として行っているためあわせて記載したのですが、あくまでも任意事務として現在行っているものです。</p>
2	No. 4													
3	No. 7													
14	No. 8 8													
15	No. 1 1 6													
16	No. 1 4 3													
18	No. 1 7 6、1 8 1													

各省再意見・再質問に対する回答

省庁名	意見・質問	回答
6 文部科学省	<p>今回照会頂いている「パッケージ案」は、大阪府・大阪市特別区設置協議会の案ではなく、大阪府知事及び大阪市長の案（たたき台）であって、当該協議会で検討した結果修正があり得るものと理解してよいか。</p> <p>10月30日の第8回協議会の資料1 - 1に「来年1月頃を目途に、法改正事項等の取扱いについて、国と調整を進めていく」とあるが、来年1月頃に具体的に何を行うことになるのか。新たな特別区が担う事務の範囲について総務省及び関係省庁との協議の場を設ける予定はあるのか。</p>	<p>「パッケージ案」は、協議会事務局が提出し、現在協議会で議論中ですので、協議会におけるご議論を踏まえたものとなります。</p> <p>今回の回答を踏まえ、必要な調整を行い、それを踏まえ考え方を整理してお示しさせていただきます。 今後、大都市地域における特別区の設置に関する法律に基づく正式な協議に入らせていただきたいと思います。</p>
7 農林水産省	<p>法改正事項（案） 事務分担（産業・市場分野） うち、農業振興 〔法律〕農地法「農地の転用の許可」等 〔政令〕農地法施行令「農地の転用等に関する農業委員会への通知」 〔府省令〕農地法施行規則「農地の転用に関する農業委員会への意見聴取」</p> <p>貴事務局回答において、農地の転用許可等に係る事務について、「特別区による農地の適正管理や利用関係の調整をより身近なところで実施する観点」から当該事務の移譲を要望しているが、そもそも大阪市については、地先公有水面等を除き、その全域が市街化区域であり、農地法では、市街化区域における農地の転用は、あらかじめ農業委員会に届け出ることにより、許可が不要とされており、特別区が設置されたとしても、特別区における農地の転用の許可に係る事務は発生しないことから法制上の措置は不要と考えている。</p>	<p>ご指摘のとおり農地の転用の許可に係る事務は発生しない見込みですので、本件事務の取扱いについては検討させていただきます。</p>
8 経済産業省	<p>（工業用水法関係） 回答のうち「事務の実施にあたり、広域自治体と特別区が連携をとる」機能はどのように担保するのか。</p>	<p>広域自治体と特別区の連携については、必要に応じて連絡会議を開催するなど、広域にわたる地盤沈下対策に係る情報の共有を図ること等を想定しています。</p>
9 経済産業省	<p>「中心市街地の活性化に関する法律」第36条、第37条、第55条における大規模小売店舗立地法の特例について以下のとおり再質問いたします。</p> <p>特別区の区域を超える広域的な調整が必要な案件について、対応方針は承知しましたが、具体的にどのようにその機能を担保するか、ご教授願います。</p>	<p>広域的な調整が必要な案件については、必要に応じ、連絡会議を開催することなどを想定しています。</p>

各省再意見・再質問に対する回答

省庁名	意見・質問	回答
10 経済産業省	<p>化管法の事務として、自治体の事務は、一律、都道府県におろしている。その上で、都道府県内で事務分担を基礎自治体におろすかどうかは、化学物質管理の実態を最もよく把握している自治体レベルで条例で判断すべきというのが、化管法の法体系の考え方である。</p> <p>今回、大阪のみ、かかる自治体間の事務配分を法令にゆだねようとするものであるが、化管法のように地元の事業者からデータ報告等を求める制度であって、かつ、地元事業者の化学物質の使用状況が自治体の規模と比例せず個別に異なっている制度について、一の都道府県内の事務配分を各自治体の条例ではなく国の個別法令で規定している例はあるのか。（なお、自治体の実情を個別に判断するのではなく、政令指定市を一律に都道府県と同一に扱うといった他法令は、本件の例とはならないと考えている。）</p> <p>また、大阪にとっても、府と特別区の役割分担を国の法令で固定化してしまうと、将来、役割分担を見直す必要が生じた場合に、その都度法令改正を要請しなければならないこととなり、大阪にとっても不都合と考えられるが、これに対する見解如何。</p>	<p>各個別法において、自治法の大都市特例に定める政令市等に加えて個別の市町村を指定する例（大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、廃棄物処理法等）があると承知しています。これらの法律においては政令で特定の市町村が指定されています。</p> <p>当該事務については、事務処理特例条例による対応も考えられますが、大都市法の趣旨・目的や分権改革との関係などからは、基本的には、法改正による対応が必要と考えます。</p> <p>将来的に役割分担を見直す前提で暫定的に特別区の仕事としたものではなく、ご指摘の「将来、役割分担を見直す必要が生じた場合」については想定していません。</p>

各省再意見・再質問に対する回答

省庁名	意見・質問	回答
11 国土交通省	<p>【土地区画整理法関係】 【意見】 土地区画整理法に規定されている事務のうち、大都市特例により移譲されている事務については、事務処理を行う者の知見、組織・要員体制を踏まえ判断しているところ。基本回答2(1)では、「近隣の中核市をモデルに職員体制を整備し、政令指定都市や道府県の事務に関しては、児童相談所を設置する政令指定都市の人員配置をモデルに設計するなど、必要な要素を加味しているところ」と回答いただいております。今後大阪の特別区の当該事業に係る事務を処理する組織・要員体制の具体的な提案を受けたくて、協議し、判断することとしたい。</p>	<p>当該事務は地域に密着したまちづくり手法であり、住民に身近な各特別区で、地域の実情に応じた施策展開が可能となるよう、特別区が事務を担えるようにしたいと考えております。</p> <p>中核市・特例市権限業務については、近隣の中核市5市の総務省定員管理調査中部門の平均職員数をベースに算出しております。 土地区画に関する業務については、近隣の中核市5市の定員管理調査上の中部門「都市計画」に含まれているとして算定しています。 実際の特別区への職員配置については、現在政令指定都市として大阪市が行っている事務が各特別区へ移管されることから、現在当該事務に従事する専門職をはじめとする職員が特別区へ移行後においても、そのまま担当部署に配置されることが基本となるため、事務執行には支障は生じないものと考えております。 大阪市における土地区画整理法関係を所管する部局の体制は下記のとおりです。 (平成25年5月1日現在) 都市整備局企画部区画整理課 90名 また、大阪市総職員の建築職は、以下のとおりです。 (平成24年4月1日現在 総務省定員管理調査による) 489名</p>
	<p>【土地区画整理法関係】 【意見】 また、大都市特例により移譲されていない事務については、事務処理を行う者の知見、組織・要員体制等を踏まえ、都道府県が処理するものと整理しているため、仮に中核市レベルの組織・要員体制等が整えられたとしても、法制度上大阪府に新たに設けられる特別区のみに限った特例を同法において措置することは困難である。</p>	<p>当該事務は地域に密着したまちづくり手法であり、住民に身近な各特別区で、地域実情に応じた施策展開が可能となるよう、特別区が事務を担えるようにしたいと考えております。</p> <p>政令指定都市・都道府県権限業務については、現状の大阪府もしくは大阪府において、当該業務に従事する職員数を基に算出することを基本としております。 実際の特別区への職員配置については、現在政令指定都市として大阪市が行っている事務が各特別区へ移管されることから、現在当該事務に従事する専門職をはじめとする職員が特別区へ移行後においても、そのまま担当部署に配置されることが基本となるため、事務執行には支障は生じないものと考えております。 中核市レベルの組織・要員体制等が整えられたとしても、特別区のみに限った特例措置は困難とのご意見ですが、当該事務については、事務処理特例条例により大阪市が実施しているものであり、知見に欠けることはないと考えております。 当該事務については、事務処理特例条例による対応も考えられますが、大都市法の趣旨・目的や分権改革との関係などからは、基本的には、法改正による対応が必要と考えます。</p>

各省再意見・再質問に対する回答

	省庁名	意見・質問	回答
12	国土交通省	<p>【都市再開発法関係】 【意見】 都市再開発法に規定されている事務のうち、大都市特例により移譲されている事務については、事務処理を行う者の知見、組織・要員体制を踏まえ判断しているところ。基本回答2(1)では、「近隣の中核市をモデルに職員体制を整備し、政令指定都市や道府県の事務に関しては、児童相談所を設置する政令指定都市の人員配置をモデルに設計するなど、必要な要素を加味しているところ」と回答いただいております。今後大阪の特別区の当該事業に係る事務を処理する組織・要員体制の具体的な提案を受けたくて、協議し、判断することとしたい。</p> <p>【都市再開発法関係】 【意見】 また、大都市特例により移譲されていない事務については、事務処理を行う者の知見、組織・要員体制等を踏まえ、都道府県が処理するものと整理しているため、仮に中核市レベルの組織・要員体制等が整えられたとしても、法制度上大阪府に新たに設けられる特別区のみに限った特例を同法において措置することは困難である。</p>	<p>当該事務は地域に密着したまちづくり手法であり、住民に身近な各特別区で、地域実情に応じた施策展開が可能となるよう、特別区が事務を担えるようにしたいと考えております。</p> <p>中核市・特例市権限業務については、近隣の中核市5市の総務省定員管理調査中部門の平均職員数をベースに算出しております。</p> <p>都市再開発に関する業務については、近隣5中核市の定員管理調査上の中部門「建築」及び「都市計画」に含まれているとして算定しております。</p> <p>実際の特別区への職員配置については、現在政令指定都市として大阪市が行っている事務が各特別区へ移管されることから、現在当該事務に従事する専門職をはじめとする職員が特別区へ移行後においても、そのまま担当部署に配置されることが基本となるため、事務執行には支障は生じないものと考えております。</p> <p>大阪市における都市再開発法関係を所管する部局の体制は下記のとおりです。</p> <p>(平成25年5月1日現在) 都市整備局企画部住宅政策課 47名 阿倍野再開発課 10名 また、大阪市総職員の建築職は、以下のとおりです。 (平成24年4月1日現在 総務省定員管理調査による) 489名 大阪市における市街地再開発の施行認可件数は、累計13件です。</p> <p>当該事務は地域に密着したまちづくり手法であり、住民に身近な各特別区で、地域実情に応じた施策展開が可能となるよう、特別区が事務を担えるようにしたいと考えております。</p> <p>政令指定都市・都道府県権限業務については、現状の大阪府もしくは大阪市において、当該業務に従事する職員数を基に算出することを基本としております。</p> <p>実際の特別区への職員配置については、現在政令指定都市として大阪市が行っている事務が各特別区へ移管されることから、現在当該事務に従事する専門職をはじめとする職員が特別区へ移行後においても、そのまま担当部署に配置されることが基本となるため、事務執行には支障は生じないものと考えております。</p> <p>都市再開発法関係で特別区への権限移譲をお願いする事務について、中核市レベルの組織・要員体制等が整えられたとしても、事務処理を行う者の知見等の観点から、特別区への権限移譲は困難とのご意見ですが、当該事務については、事務処理特例条例によりますが、大阪府が実施しているものであり、知見に欠けることはないと考えております。</p> <p>当該事務については、事務処理特例条例による対応も考えられますが、大都市法の趣旨・目的や分権改革との関係などからは、基本的には、法改正による対応が必要と考えます。</p>

各省再意見・再質問に対する回答

省庁名	意見・質問	回答
13 国土交通省	<p>【大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法関係】 1．住宅街区整備事業関係について</p> <p>【意見】 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法に規定されている住宅街区整備事業に係る事務のうち、大都市特例により移譲されている事務については、事務処理を行う者の知見、組織・要員体制を踏まえ判断しているところ。基本回答2（1）では、「近隣の中核市をモデルに職員体制を整備し、政令指定都市や道府県の事務に関しては、児童相談所を設置する政令指定都市の人員配置をモデルに設計するなど、必要な要素を加味しているところ」と回答いただいております。今後大阪の特別区の当該事業に係る事務を処理する組織・要員体制の具体的な提案を受けたいと、協議し、判断することとしたい。</p>	<p>1．住宅街区整備事業関係について 中核市・特例市権限業務については、近隣の中核市5市の総務省定員管理調査中部門の平均職員数をベースに算出しております。 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法に関する業務については、近隣5中核市の定員管理調査上の中部門「企画開発」、「建築」及び「都市計画」に含まれているとして算定しています。 実際の特別区への職員配置については、現在政令指定都市として大阪市が行っている事務が各特別区へ移管されることから、現在当該事務に従事する専門職をはじめとする職員が特別区へ移行後においても、そのまま担当部署に配置されることが基本となるため、事務執行には支障は生じないものと考えております。 大阪市における大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法関係を所管する部局の体制は下記のとおりです。 （平成25年7月1日現在） 都市計画局計画部都市計画課 31名 都市整備局企画部住宅政策課 47名 また、大阪市総職員の建築職は、以下のとおりです。 （平成24年4月1日現在 総務省定員管理調査による） 489名</p>
	<p>【大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法関係】 2．都心共同住宅供給事業関係について</p> <p><対象条文> 第101条の2、第101条の3、第101条の5、第101条の6、第101条の7、第101条の8並びに第101条の9</p> <p>【意見】 本事務・権限については、法令上中核市の事務・権限として位置づけられているため、大阪府に新たに設けられる特別区が中核市並みの規模・能力を確実に備えるものであれば、特別区が担う方向で検討して参りたいが、例えばパッケージ案の試案1又は2では、人口が30万人を満たしていない特別区も存していることから、大阪府に新たに設けられる特別区が中核市並みの規模・能力を確実に備えることとなる具体の根拠をご教示願いたい。</p>	<p>2．都心共同住宅供給事業関係について 本事務・権限については、特例市に移譲されておりますが、新たな特別区は、中核市の要件を満たす30万～45万の人口規模であり、中核市並みの規模・能力を備えることとなることから、当該事務を実施できる規模・能力を備えていると考えます。</p>

各省再意見・再質問に対する回答

省庁名	意見・質問	回答
14	<p>国土交通省</p> <p>【景観法関係】 【意見】 景観法の権限・事務については、特別区が「中核市並み」の規模・能力を備えるのであれば、特別区が担う方向で検討して参りたいが、対象とする具体の権限・事務については、中核市並みの規模・能力を備えることとなるかについての確認とあわせて、貴事務局と今後検討・調整させていただきたい。</p>	<p>当該事務は地域に密着したまちづくり手法であり、住民に身近な各特別区で、地域の実情に応じた施策展開が可能となるよう、特別区が事務を担えるようにしたいと考えております。</p> <p><規模・能力> 新たな特別区は、中核市の要件を満たす30万～45万の人口規模であり、中核市並みの規模・能力を備えることとなります。</p> <p><職員体制> 中核市権限業務については、近隣の中核市5市の総務省定員管理調査中部門の平均職員数をベースに算出しております。</p> <p>景観法に関する業務については、近隣5中核市の定員管理調査上の中部門「企画開発」に含まれているとして算定しています。</p> <p>実際の特別区への職員配置については、現在政令指定都市として大阪市が行っている事務が各特別区へ移管されることから、現在当該事務に従事する専門職をはじめとする職員が特別区へ移行後においても、そのまま担当部署に配置されることが基本となるため、事務執行には支障は生じないものと考えております。</p> <p>大阪市における景観法関係を所管する部局の体制は下記のとおりです。 (平成25年7月1日現在) 都市計画局開発調整部開発誘導課 31名 また、大阪市総職員の建築職は、以下のとおりです。 (平成24年4月1日現在 総務省定員管理調査による) 489名</p>
15	<p>国土交通省</p> <p>【屋外広告物法関係】 【意見】 屋外広告物法の権限・事務については、特別区が「中核市並み」の規模・能力を備えるのであれば、特別区が担う方向で検討して参りたいが、対象とする具体の権限・事務については、中核市並みの規模・能力を備えることとなるかについての確認とあわせて、貴事務局と今後検討・調整させていただきたい。</p>	<p>当該事務は地域に密着したまちづくり手法であり、住民に身近な各特別区で、地域の実情に応じた施策展開が可能となるよう、特別区が事務を担えるようにしたいと考えております。</p> <p><規模・能力> 新たな特別区は、中核市の要件を満たす30万～45万の人口規模であり、中核市並みの規模・能力を備えることとなります。</p> <p><職員体制> 中核市権限業務については、近隣の中核市5市の総務省定員管理調査中部門の平均職員数をベースに算出しております。</p> <p>屋外広告物法に関する業務については、近隣5中核市の定員管理調査上の中部門「土木」に含まれているとして算定しています。</p> <p>実際の特別区への職員配置については、現在政令指定都市として大阪市が行っている事務が各特別区へ移管されることから、現在当該事務に従事する専門職をはじめとする職員が特別区へ移行後においても、そのまま担当部署に配置されることが基本となるため、事務執行には支障は生じないものと考えております。</p> <p>大阪市における屋外広告物法関係を所管する部局の体制は下記のとおりです。 (平成25年7月1日現在) 建設局管理部路政課 28名 また、大阪市総職員の建築職は、以下のとおりです。 (平成24年4月1日現在 総務省定員管理調査による) 489名</p>

各省再意見・再質問に対する回答

	省庁名	意見・質問	回答
16	国土交通省	<p>【宅地造成等規制法関係】 【意見】 宅地造成等規制法の権限・事務については、特別区へ移譲する方向で検討して参りたいが、対象とする具体の権限・事務については貴事務局と今後検討・調整させていただきたい。</p>	<p>現在の大阪市で実施している宅地造成等規制法の権限・事務については、全て新たな特別区が担えるようにしたいを考えています。 移譲を希望する権限・事務については、現在特例市に移譲されているところ、新たな特別区は、中核市の要件を満たす30万～45万の人口規模であり、中核市並みの規模・能力を備えることから、当該事務を実施できる規模・能力は備えていると考えます。</p>
17	国土交通省	<p>【都市計画法等関係】 「法改正参考資料」国土交通省部分について No.2～No.23の事項については、都市計画法第15条第1項及び第87条の3の規定により現行法上都が定めることとされている都市計画のうち、如何なるものを特別区が定めることとする旨検討されているのか明らかでないため、その対象を明らかにされたい。</p>	<p>について 市町村権限に係る都市計画決定に関する事務は地域に密着したまちづくり手法であり、住民に身近な各特別区で、地域の実情に応じた施策展開が可能となるよう、特別区が事務を担えるようにしたいと考えています。 東京では、大都市の一体性・統一性の観点から、市町村権限に係る都市計画決定事務の一部を東京都が担うこととする特例がありますが、大阪では、住民・地域に身近なまちづくりは新たな特別区が担うこととするとの考え方にに基づき、当該事務は特別区の手務とすべきと考えています。 以上のことから、法改正参考資料国土交通省所管 2～23（都市計画決定関連）のうち、一般市権限に係る事務は特別区に移譲する方向で整理しています。 なお、大阪市における都市計画関係を所管する部局の体制は下記のとおりです。 都市計画局計画部都市計画課 31名（平成25年7月1日現在）</p>
		<p>【都市計画法等関係】 「法改正参考資料」国土交通省部分について No.24～No.36の事項については、現行法上特別区の権限とされており、法制上の措置を講ずる必要はないと理解している。</p>	<p>について ご指摘を踏まえて資料を修正させていただきました。</p>

各省再意見・再質問に対する回答

	省庁名	意見・質問	回答
17	国土交通省	<p>【都市計画法等関係】 「各省質問・意見に対する回答」No.32について 「法改正参考資料」国土交通省部分中、No.581～618、35、36において、都市計画法第29条の開発許可や同法第43条の建築許可の権限を特別区の長に移譲することを前提として、許可申請書の提出先や開発行為に関する工事の完了の届出の相手先を特別区の長とするなど、開発許可等に関連する事務を行う者を、特別区の長とする方向での検討がなされているが、実際の開発許可等の事務を担当している大阪市の担当部局としては、特別区に開発許可権限等を移譲することについてどのような課題があると考えているのか、ご教示いただきたい。</p>	<p>について 開発許可に係る事務は特例市の権限・事務であり、新たな特別区は、中核市の要件を満たす30万～45万の人口規模であり、中核市並みの規模・能力を備えるほか、現在大阪市において開発許可等に関連する権限を有し事務を実施してきていることから、新たな特別区は特例市以上の規模・能力を有し、問題なく事務を実施できると考えています。 なお、大阪市の開発許可申請件数は年度ごとの波はありますが、市街化調整区域がほとんどないという状況にもかかわらず、年間130件弱あり、仮に5区案となれば、1区あたりの申請件数が平均すれば25件程度あり、近隣の当該事務を実施する自治体での申請件数と遜色ないこと、開発審査会についても年1回開催しており、近隣の自治体と比較して極端に頻度が少ないとは言えず、各特別区で開発許可に係る事務を実施することが、著しく効率性を欠くことはないと考えます。 また、開発審査会については、開発許可に係る事務と一對のものであるにもかかわらず、法改正がなされない場合には広域自治体の審査会にお願いせざるを得ず、審査請求がなされた場合に、地域の実情を踏まえた判断を迅速に行うことができなくなり、住民サービスの低下や地域のまちづくりの支障となると考えています。 したがって、開発許可等に係る件数や開発審査会の開催回数に関わらず、特例市は一律にこれらの権限を有し、審査会についても設置が義務付けられていることから、特例市と同等以上の規模を有する特別区についてのみ効率性が課題となるものではないと考えます。</p> <p>なお、大阪市における都市計画関係を所管する部局の体制は下記のとおりです。 都市計画局計画部都市計画課 31名（平成25年7月1日現在）</p>

各省再意見・再質問に対する回答

省庁名	意見・質問	回答
	<p>【建築基準法等関係】 1万平方メートルを超える建築物に係る権限については、建築物の構造等が複雑であり、専門的かつ高度な知識が必要とされている。当該事務・権限の移譲について、「基本回答」の中で、府市の垣根を超えた適材適所の人員配置に努めることにより専門性の確保は可能であるとしているが、各特別区において、具体的にどのような当該事務・権限に係る専門的人材の配置を想定しているのかご教示いただきたい。</p>	<p>建築指導行政は、新築家屋への対応だけでなく、各地域での防災や安全の観点からの役割があると認識しており、住民に身近な特別区で実施できるようにしたいと考えます。 中核市権限業務については、近隣の中核市5市の総務省定員管理調査中部門の平均職員数をベースに算出しております。 建築基準法に関する業務については、近隣5中核市の定員管理調査上の中部門「建築」に含まれているとして算定している。 実際の特別区への職員配置については、現在政令指定都市として大阪市が行っている事務が各特別区へ移管されることから、現在当該事務に従事する専門職をはじめとする職員が特別区へ移行後においても、そのまま担当部署に配置されることが基本となるため、事務執行には支障は生じないものと考えております。 大阪市における建築基準法関係を所管する部局の体制は下記のとおりです。 (平成25年7月1日現在) 都市計画局建築指導部建築企画課 22名 都市計画局建築指導部建築確認課 25名 都市計画局建築指導部監察課 21名 また、大阪市総職員の建築職は、以下のとおりです。 (平成24年4月1日現在 総務省定員管理調査による) 480名</p>
18 国土交通省	<p>【建築基準法等関係】 また、建築基準法第97条の3第1項及び同法施行令第149条第1項第2号、建築物の耐震改修の促進に関する法律第2条第3項及び同法施行令第1条第2項第2号、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第20号及び同法施行令第7条第2項第2号並びに浄化槽法第2条第15号の規定において、新築、改築、増築、移転、築造又は用途の変更について都知事の許可を必要とする建築物について特定行政庁又は所管行政庁を都知事としているのは、当該新築等に係る許可の手續と、建築確認等の手續きの主体を都知事と同一化した方が、国民の利便性の観点より適切であるという制度趣旨によるものであるが、このような権限についても、新たに特別区に権限を移譲することとしている趣旨についてご教示いただきたい。</p>	<p>これらの権限については、ご指摘の通り、住民の利便性の観点から、当該新築等に係る許可の手續きと、建築確認等の主体を同一のものとするように、建築確認等の権限を規模要件に関わらず特別区とすることに合わせ、特別区に移譲することとしております。</p>
	<p>【建築基準法等関係】 特定行政庁又は所管行政庁に与えられている権限のうち、建築基準法、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、浄化槽法及び建築物の耐震改修の促進に関する法律について、法改正参考資料に記載のある事務と、記載のない事務(具体的には別紙の条項が考えられる)があるが、単なる記載漏れではなく、一定の基準をもって記載しないとしたのであれば、どのような基準により線引きしているのかを別紙に掲げる条項ごとに具体的にご教示いただきたい。</p> <p>上記三点の質問に対する回答を踏まえずに、各条項における事務・権限を新たに特別区に移譲すべきか否かの判断が行えないため、回答をいただくまでは、建築基準法、建築物の耐震改修の促進に関する法律、エネルギーの使用の合理化に関する法律、都市の低炭素化の促進に関する法律、長期優良住宅の普及の促進に関する法律、浄化槽法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に係る法改正参考資料にある事務・権限に対する意見を留保することを申し添える。</p>	<p>ご指摘の法令に係る特定行政庁又は所管行政庁の権限につきましては、全て特別区の権限と整理しているところです。ご指摘を踏まえて関係条項を再整理させていただきました。</p>

各省再意見・再質問に対する回答

省庁名	意見・質問	回答
19 国土交通省	<p>【密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律関係】 1．防災街区整備事業計画の認可等に係る事務について</p> <p><対象条文> 第122条第1項及び第3項、第127条第1項、第128条第1項(第129条第2項及び第132条第2項により準用する場合を含む。)、第129条第1項、第130条、第136条第1項から第4項、第140条第3項(第157条第2項、第169条及び第172条第2項により準用する場合を含む。)、第4項(第157条第2項、第169条及び第172条第2項により準用する場合を含む。)、及び第6項(第157条第2項、第169条及び第172条第2項により準用する場合を含む。)、第141条、第143条第1項(第157条第2項により準用する場合を含む。)、及び第2項(第157条第2項により準用する場合を含む。)、第157条第1項、第165条第1項及び第2項、第171条第1項(第172条第2項、第175条第2項及び第178条第2項において準用する場合を含む。))並びに第172条第1項</p> <p>【意見】 現行法上、防災街区整備事業の認可等に係る事務は、都道府県知事の事務と定められており、指定都市を含めて基礎自治体に移譲されていない。 これは、防災街区整備事業が、密集市街地という特殊性に起因して、権利関係が著しく錯綜している等の理由により、関係権利者との調整が困難であるため、現状では、実績が極めて僅少であることから、同事業の認可権・監督権は、より専門的知識・技術を習得する蓋然性がある都道府県知事に留保するべきであるとの考え方に基ついている。 したがって、密集市街地整備法体系ではこの考え方を採用している以上、大阪府に新たに設けられる特別区のみに限った特例を、同法において措置することは困難である。(地方自治法の事務処理特例条例にて措置する場合は、個別の基礎自治体の規模・能力に応じて判断されるものであり、法体系に何ら影響を与えるものではない。)</p> <p>2．防災街区整備事業に係る審査員の承認事務について</p> <p><対象条文> 第131条第1項及び第177条第1項</p> <p>【意見】 上記1に記述した考え方に基つき、密集市街地整備法の法体系では防災街区整備事業に係る各種認可等は都道府県知事が行うべきこととしていることから、権利変換の決定等のように関係権利者の権利処理に係る特別の知識経験と公正な判断が求められる審査員の適性の判断権限について、大阪府に新たに設けられる特別区のみに限った特例を、同法において措置することは困難である。</p>	<p>当該事務は地域に密着した防災性向上に資するまちづくり手法であり、住民に身近な各特別区で、地域実情に応じた施策展開が可能となるよう、特別区が事務を担えるようにしたいと考えております。</p> <p>政令指定都市・都道府県権限業務については、現状の大阪府もしくは大阪市において、当該業務に従事する職員数を基に算出することを基本としております。</p> <p>実際の特別区への職員配置については、現在政令指定都市として大阪市が行っている事務が各特別区へ移管されることから、現在当該事務に従事する専門職をはじめとする職員が特別区へ移行後においても、そのまま担当部署に配置されることが基本となるため、事務執行には支障は生じないものと考えております。</p> <p>中核市レベルの組織・要員体制等が整えられたとしても、特別区のみに限った特例措置は困難とのご意見ですが、当該事務については、事務処理特例条例により大阪市が実施しているものであり、知見に欠けることはないと考えております。</p> <p>当該事務については、事務処理特例条例による対応も考えられますが、大都市法の趣旨・目的や分権改革との関係などからは、基本的には、法改正による対応が必要と考えます。</p> <p>同上</p>

各省再意見・再質問に対する回答

	省庁名	意見・質問	回答
		<p>3．防災街区整備事業の終了の認可及び防災街区整備事業組合の解散等に係る事務について</p> <p><対象条文> 第132条第1項、第163条第4項及び第6項、第164条並びに第178条第1項</p> <p>【意見】 上記1に記述した考え方に基づき、密集市街地整備法の法体系では防災街区整備事業に係る各種認可等は都道府県知事が行うべきこととしていることから、防災街区整備事業の事業計画に係る認可と同様に、同事業の終了に係る認可等について、大阪府に新たに設けられる特別区のみに限った特例を、同法において措置することは困難である。</p>	同上
19	国土交通省	<p>4．防災街区整備事業組合の管理に係る届出受理等の事務について</p> <p><対象条文> 第148条第3項、第175条第1項</p> <p>【意見】 上記1に記述した考え方に基づき、密集市街地整備法の法体系では防災街区整備事業に係る監督権は都道府県知事が行使するべきこととしていることから、監督権を適切に行行使するための基礎的情報を得るために必要な防災街区整備事業組合の管理に関する各種報告については、都道府県知事が受理することが適当であり、大阪府に新たに設けられる特別区のみに限った特例を、同法において措置することは困難である。</p>	同上
		<p>5．防災街区整備事業に係る権利変換計画の認可等に係る事務について</p> <p><対象条文> 第204条第1項及び第4項</p> <p>【意見】 上記1に記述した考え方に基づき、密集市街地整備法の法体系では防災街区整備事業に係る各種認可等は都道府県知事が行うべきこととしていることから、防災街区整備事業の事業計画に係る認可と同様に、同事業の大宗である権利変換の計画に係る認可等について、大阪府に新たに設けられる特別区のみに限った特例を、同法において措置することは困難である。</p>	同上

各省再意見・再質問に対する回答

	省庁名	意見・質問	回答
19		<p>6．特定建築者の承認に係る事務について</p> <p><対象条文> 第236条第3項（第241条第5項により準用する場合を含む。）</p> <p>【意見】 上記1に記述した考え方に基づき、密集市街地整備法の法体系では防災街区整備事業に係る各種認可等は都道府県知事が行うべきこととしていることから、特定建築者の決定の公正さを担保するための同者の承認権限について、大阪府に新たに設けられる特別区のみに限った特例を、同法において措置することは困難である。</p>	同上
		<p>7．防災街区整備事業の事業代行の決定等に係る事務について</p> <p><対象条文> 第258条第1項及び第2項、第259条並びに第261条第1項</p> <p>【意見】 上記1に記述した考え方に基づき、密集市街地整備法の法体系では防災街区整備事業に係る監督権は都道府県知事が行使すべきこととしており、監督規定では事業の遂行が確保できない場合に備えるという事業代行の趣旨に鑑み、監督権を有する者が事業代行の決定等に係る判断を行うことが適当であることから、大阪府に新たに設けられる特別区のみに限った特例を、同法において措置することは困難である。</p>	同上
		<p>8．防災街区整備事業に関する監督に係る事務について</p> <p><対象条文> 第268条第3項、第269条第1項から第3項、第270条第1項から第7項及び第271条第1項から第5項</p> <p>【意見】 上記1に記述した考え方に基づき、密集市街地整備法の法体系では防災街区整備事業に係る監督権は都道府県知事が行使すべきこととしており、同事業に係る監督権の行使に関する根拠となる事務について、大阪府に新たに設けられる特別区のみに限った特例を、同法において措置することは困難である。</p>	同上

各省再意見・再質問に対する回答

省庁名	意見・質問	回答
19 国土交通省	<p>9. 防災施設建築物等の管理に関する区分所有者相互間の事項を管理規約に定めた場合の認可に係る事務について</p> <p><対象条文> 第277条第1項</p> <p>【意見】 上記1に記述した考え方に基づき、密集市街地整備法の法体系では防災街区整備事業に係る各種認可等は都道府県知事が行うべきこととしていることから、同事業の実施に伴い建築された防災施設建築物等の管理に関する区分所有者相互間の事項を管理規約に定めた場合の認可に係る事務について、大阪府に新たに設けられる特別区のみに限った特例を、同法において措置することは困難である。</p>	同上
	<p>10. 防災街区整備事業の施行者がした処分等についての審査請求に係る裁決等の事務について</p> <p><対象条文> 第306条第1項</p> <p>【意見】 上記1に記述した考え方に基づき、密集市街地整備法の法体系では防災街区整備事業に係る各種認可権・監督権は都道府県知事が行うべきこととしていることから、同事業に係る審査請求の裁決も都道府県知事が行うことが適当であり、大阪府に新たに設けられる特別区のみに限った特例を、同法において措置することは困難である。</p>	同上
	<p>11. 建替計画の認定等の事務について</p> <p><対象条文> 第4条第1項、第5条第1項</p> <p>【意見】 上記1に記述した考え方に基づき、密集市街地整備法の法体系では建替計画の認定等の事務は都道府県知事が行うべきこととしていることから、大阪府に新たに設けられる特別区のみに限った特例を、同法において措置することは困難である。</p>	同上
	<p>12. 【質問】 特別区内における防災街区整備事業と建替計画認定の今後の実施見込みについてご教示願いたい。</p>	<p>現在、大阪市内で予定されている事業はありません。 なお、市内には、JR大阪環状線外周部を中心に、基盤整備が不十分で、老朽化した木造住宅などが建て詰まった密集住宅市街地が広く分布しており、このうち、特に防災面・住環境面において多くの問題を抱えた地域を「特に優先的な取り組みが必要な密集住宅市街地（約1300ha）」と指定し、その改善を図っているところです。 そのため、各特別区が今後、それぞれの視点で地域の実情に合わせ、独自に地域の防災力強化を図っていく際に、この制度を活用することは十分考えられます。</p>

各省再意見・再質問に対する回答

	省庁名	意見・質問	回答
19	国土交通省	<p>13. 延焼等危険建築物に対する除去の勧告について</p> <p><対象条文> 第13条第1項</p> <p>【質問】 延焼等危険建築物に対する除去勧告については、所管行政庁（建築主事を置く市町村の区域については市町村長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。）が行うこととされており、建築基準法では人口25万人以上の市は建築主事を置くこととされているところ、大阪府に新たに設けられる特別区がこの要件を確実に満たすこととなる具体の根拠をご教示願いたい。</p> <p>14. 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第五章第三節の権限・事務について</p> <p>【意見】 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第五章第三節の権限・事務については、特別区へ移譲する方向で検討して参りたいが、対象とする具体の権限・事務については貴事務局と今後検討・調整させていただきたい。</p>	<p>建築基準法に係る事務については、現在の東京都特別区の特例とは異なり、建築物の規模等に関わらず、新たな特別区で実施することとしたいと考えます。</p> <p>建築基準法第4条では、第1項において、政令で指定する人口25万以上の市へ建築主事を置かなければならないとされていますが、現在検討中の区割り案では、大半の特別区の人口は当該要件を上回り、それに満たない区であっても将来的には当該要件を満たすこととなる見込みです（詳細については、大阪における大都市制度の制度設計（パッケージ案）を参照ください）。</p> <p>なお、中核市権限業務については、近隣の中核市5市の総務省定員管理調査中部門の平均職員数をベースに算出しています。</p> <p>建築基準法に関する業務については、近隣5中核市の定員管理調査上の中部門「建築」に含まれているとして算定しています。</p> <p>実際の特別区への職員配置については、現在政令指定都市として大阪市が行っている事務が各特別区へ移管されることから、現在当該事務に従事する専門職をはじめとする職員が特別区へ移行後においても、そのまま担当部署に配置されることが基本となるため、事務執行には支障は生じないものと考えています。</p> <p>大阪市における建築基準法関係を所管する部局の体制は下記のとおりです。</p> <p>（平成25年7月1日現在）</p> <p>都市計画局建築指導部建築企画課 22名 都市計画局建築指導部建築確認課 25名 都市計画局建築指導部監察課 21名</p> <p>また、大阪市総職員の建築職は、以下のとおりです。</p> <p>（平成24年4月1日現在 総務省定員管理調査による）</p> <p>密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第5章第3節の権限・事務については、現在の大阪市で実施している全ての権限・事務を新たな特別区が担えるようにしたいと考えています。</p> <p>移譲を希望する権限・事務については、現在特例市の権限とされていますが、新たな特別区は、中核市の要件を満たす30万～45万の人口規模であり、中核市並みの規模・能力を備えることから、当該事務を実施できる規模・能力は備えていると考えます。</p>

各省再意見・再質問に対する回答

省庁名	意見・質問	回答
20	環境省	
	<p>1. 基本回答中1一つ目の第二段落に「政令指定都市や道府県の権限に属する事務であっても、住民に身近なものは特別区が担う方向で」とありますが、当省所管の法令に基づく事務のうち政令指定都市や道府県の権限であったものを特別区に移すことを求めているものについて、それぞれなぜ特別区に移す必要があるのか、特別区が当該事務を担うことでどのようなメリットがあるのかを法令毎にお示し願います。</p>	<p>1. について 温泉法（府県事務（土地掘削許可申請、温泉採取許可申請等の受理など經由事務に限る。）） 既に大阪府内の保健所設置市で事務処理特例条例により権限移譲が行われている事務であり、許可申請の受理等の窓口業務は、できる限り身近なところで実施することにより住民の利便性が向上する。 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（府県事務） 既に大阪府内の市町村で事務処理特例条例により権限移譲が行われている事務であり、より地域に密着して実施することで、生活環境の向上を図ることができる。 建築物用地下水の採取の規制に関する法律（政令市事務） 特定の地域内における規制業務であり、より地域に密着して実施することで、生活環境の向上を図ることができる。 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（府県事務） 既に大阪府内の市町村で事務処理特例条例により権限移譲が行われている事務であり、より地域に密着して実施することで、生活環境の向上を図ることができる。 公害健康被害の補償等に関する法律（政令で定める市） 公害健康被害者に対する療養給付、補償費の支給等の事務であり、できる限り身近なところで実施することにより、住民の利便性が向上する。</p>
	<p>2. 基本回答中2（1）一つ目の第二段落にある「政令指定都市や道府県事務に関しては・・・必要な要素を加味している」とはどういうことか、具体的な内容を御教示願います。</p>	<p>2. について 中核市権限業務については、近隣の中核市5市の総務省定員管理調査中部門の平均職員数をベースに算出し、加えて政令指定都市・都道府県権限業務については、現状の大阪府もしくは大阪市において、当該業務に従事する職員数を基に算出することを基本としています。</p>
	<p>3. 通常の中核市よりも多くの事務を担う特別区を想定されていると考えますが、これまで大阪府が担っていた事務を特別区が担うこととなった場合、その事務を執行する職員は大阪府から特別区に移ることになるのでしょうか。また、例えば大阪府において一人で担っていた事務を特別区に移管する場合、その事務執行能力や専門性をどのように確保することをお考えでしょうか。</p>	<p>3. について 当該事務については、現在政令指定都市として大阪市が担っている、また、都道府県事務であっても事務処理特例条例により大阪市が担っています。 従って、中核市・特例市の権限に属する事務と同様、現在都道府県・政令指定都市の権限に関する事務を担っている大阪市の職員が新たな特別区の担当部署に配置されることが基本であり、新たな特別区において必要な事務執行能力や専門性が確保されるものと考えます。</p>
	<p>4. 基本回答中2（2）について、大都市法は「地域の実情に応じた大都市制度の特例を設けることを目的とする」ものであるところ、地方自治法に基づく事務処理特例は「地域の主体的な判断に基づき、市町村の規模能力等に応じ地域において事務配分を定めることを可能とする制度を創設することにより、住民に身近な行政は、できる限りより住民に身近な地方公共団体である市町村が担任することができるようにする」（『逐条地方自治法』松本英昭著、学陽書房）ものであると理解しています。 以上に基づけば、例えば現在法令で都道府県や指定都市の事務とされているものを中核市規模の新たな特別区に移譲するといったことは、大都市法というよりもまさに地方自治法に基づく事務処理特例を活用すべきものと考えられるのですが、いかがでしょうか。</p>	<p>4. について 当該事務については、事務処理特例条例による対応も考えられますが、大都市法の趣旨・目的や分権改革との関係などからは、基本的には、法改正による対応が必要と考えます。</p>

各省再意見・再質問に対する回答

	省庁名	意見・質問	回答
21	環境省	<p>公健法に基づく補償給付等の事務は国が本来果たすべき役割に係るものであって国においてその適正な処理を特に確保する必要のあるものとして全国での統一かつ一律的な運用が求められる事務であり、法定受諾事務として政令で定める「第一種地域」又は「第二種地域」を管轄する都道府県知事が行うのが原則です。</p> <p>本事務については、ご指摘のとおり「旧大気汚染地域（昭和63年指定解除）における健康被害に係る補償給付」（旧施行令で定める市）については、大阪市において事務が行われているところです。</p> <p>大阪市を再編して設置する特別区において公健法に基づく都道府県の事務を分担するご提案については、各特別区の規模・能力が同程度とのことであるが、公健法に基づく補償給付の状況は個別に異なることから、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各特別区において公健法の趣旨を踏まえた全国での統一かつ一律的な運用を行うかどうか ・公害病を知悉する専門家の確保ができるかどうか <p>等の実施機関として本制度を円滑かつ適正に実施していくに足る行財政力が判断できる具体的な資料等を提示いただいた上で本提案への回答を検討させていただきます。</p>	<p>【各特別区において公健法の趣旨を踏まえた全国での統一かつ一律的な運用を行うかどうか】</p> <p>公健法旧第1種地域に関する事務は東京都特別区、大阪府では東大阪市、豊中市（中核市）、吹田市、八尾市（特例市）、守口市（一般市）等も担っているところ、中核市並みの人口30～45万の規模・能力を有する新たな特別区においては、当該事務を処理することは十分可能と考えます。</p> <p>実際の特別区への職員配置については、現在政令指定都市として大阪市が行っている事務が各特別区へ移管されることから、現在当該事務に従事する専門職をはじめとする職員が特別区へ移行後においても、そのまま担当部署に配置されることが基本であり、事務執行に支障は生じないものと考えます。</p> <p>【公害病を知悉する専門家（公害健康被害認定審査会の委員（医師、弁護士等））の確保ができるかどうか】</p> <p>ご指摘のとおり、本件事務を実施するには、公害健康被害認定審査会の委員（医師、弁護士等）など、公害を知悉する専門家を確保する必要があるところ、大阪府の他市においても当該事務を問題なく行っており、また、東京都の特別区においても専門家の確保に支障があるとの話は特段聞かないため、これらの自治体と同様に専門家の確保は可能と考えます。</p>
22	環境省	<p>大阪府HPに掲載されている第6回大阪府・大阪市特別区設置協議会（参考資料）＜3．健康・保健＜16公害健康被害補償等のNo.237及びNo.238の事務の種別について、「任意」としてありますが、石綿の健康被害の救済に関する法律施行規則第26条第2項で環境大臣が指定しているの、「要綱等」が正しいのではないのでしょうか。</p>	<p>ご指摘のとおり「指定」については規則で定められていますが、申請書・請求書の受付業務等は、独立行政法人環境再生保全機構法第10条の2に「機構は…業務の一部を委託することができる」と定められていることから、大阪市が同機構と委託契約を締結して業務を実施しており、契約に基づく事務＝「任意」と整理したものです。</p>
23	環境省	<p>現在大阪府においては、化管法に基づく都道府県の事務（例：化管法第5条3項）が23市町村に対して移譲されています。これは市町村の規模・能力・状況等、地域の実情を勘案した上で、府の判断により地方自治法に基づき実施されているものであると理解します。</p> <p>今般設置される特別区については、各特別区の規模・能力が同程度であっても、同区内の事業者の化学物質使用の状況等は個別に異なるものと認識しています。そのため、化管法に基づく都道府県の事務を府と特別区のどちらで分担すべきかは、実際の区割りが確定してから、各特別区の個別の状況を勘案した上で特別区毎に判断されるべきと考えます。また、当該判断については、国よりも個別の状況を把握されている府において検討された方がより適切な判断ができるものと考えられます。</p> <p>府において判断されず、国との協議を必要とする大都市法の枠組みの中で事務分担を決定する理由について具体的に教示願います。</p>	<p>ご指摘のとおり各区ごとに化学物質使用の状況等は異なりますが、すべての特別区において届出等の事務が発生する見込みであり、当該事務については、事務処理特例条例による対応も考えられますが、大都市法の趣旨・目的や分権改革との関係などからは、基本的には、法改正による対応が必要と考えます。</p>

各省再意見・再質問に対する回答

省庁名	意見・質問	回答
24 環境省	<p>貴協議会からの「基本回答」に示された事務処理特例条例についての趣旨・目的及び課題に係る認識について、「～と理解している」といった記載が複数見られるため、貴協議会の認識が事実かどうか判断しかねます。事務処理特例条例による対応では、貴協議会が求める事務分担が達成できないということでしょうか。その場合、事務処理特例条例を所管する省庁による明確な見解を示す等により、事務処理特例条例による対応では貴協議会が求める事務分担が達成できないと考える根拠も併せて教えていただきますようお願い致します。</p>	<p>当該事務については、事務処理特例条例による対応も考えられますが、大都市法の趣旨・目的や分権改革との関係などからは、基本的には、法改正による対応が必要と考えます。</p>
25 環境省	<p>1. 第6回協議会参考資料「2. 事務分担(案)」のうち「3. 健康・保健」のNo.176等で示されている「経由事務」にいわゆる行政手続の「受理、受領」は含まれるのでしょうか。または、受取のみを行う窓口なのでしょうか。</p> <p>2. 第6回協議会参考資料「2. 事務分担(案)」のうち「3. 健康・保健」のNo.176等で示されている「経由事務」について、単なる受け取りということであれば、温泉法上の定めはなく、法律で制限されているものではないため、法律を改正しなければ対応できないというものではありません。よって、法改正は不要であると考えます。</p> <p>なお、貴協議会において、法改正が必要であると考えた場合、どの条文をどのように改正することを想定されているのかお示しいただきようお願いします。</p>	<p>1. について いわゆる「受理」を含むものです。</p> <p>2. について 当該事務については、事務処理特例条例による対応も考えられますが、大都市法の趣旨・目的や分権改革との関係などからは、基本的には、法改正による対応が必要と考えます。</p> <p>法改正が必要と考える条項は、第3条第1項、第7条の2第1項、第11条第1項、第14条の2第1項、第14条の3第1項、第14条の4第1項、第14条の5第1項、第14条の7第1項、第6条第1項、第7条第1項を想定しております(法改正事項参考資料 環境省 1～10参照)。どのような改正方法を採用するかは基本的には法令の所管府省のご判断と承知しているが、例えば以下のような法改正がありうるのではないかと考えます(太字部分を追加)。</p> <p>温泉法(抄) 第3条 温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に(その所在地が政令で定める市町村又は特別区の区域にある場合にあっては、当該市町村又は特別区の長を経由して、都道府県知事に)申請してその許可を受けなければならない。</p> <p>2 (略) 温泉法施行令(抄) 第 条 法第3条第1項の政令で定める市町村又は特別区は、大阪府の特別区とする。</p>
	<p>3. 温泉法は、その目的として温泉資源の保護を掲げています。これは地下に存在する温泉については、その量、生成等が不明確であるためです。温泉を湧出させた場合の他の温泉等への影響が地層の断続性など、一部の地域のみでは判断できない内容が含まれているため、温泉に関する諸々の事務について都道府県知事が許可を行うこととしているところ、当省大臣官房政策評価広報課の質問のうち本事務についての御回答においてはこの点も踏まえて御回答ください。</p> <p>(当省大臣官房政策評価広報課の質問の該当部分)</p> <p>1. 基本回答中1-つ目の の第二段落に「政令指定都市や道府県の権限に属する事務であっても、住民に身近なものは特別区が担う方向で」とありますが、当省所管の法令に基づく事務のうち政令指定都市や道府県の権限であったものを特別区に移すことを求めているものについて、それぞれなぜ特別区に移す必要があるのか、特別区が当該事務を担うことでどのようなメリットがあるのかを法令毎にお示し願います。</p>	<p>3. について 20 で回答済み 温泉法(府県事務(土地掘削許可申請、温泉採取許可申請等の受理など経由事務に限る。)) 既に大阪府内の保健所設置市で権限移譲が行われている事務であり、許可申請の受理等の窓口業務は、できる限り身近なところで実施することにより住民の利便性が向上する。</p>

各省再意見・再質問に対する回答

	省庁名	意見・質問	回答
26	環境省	<p>1. 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に係る特別区における事務分担案について、第4条第1項、第4項及び第7項以外の事務が掲載されておりません。掲載されていない事務（例えば、第4条第3項）について、どのように扱われるか御教示いただきますようお願いいたします。</p> <p>2. 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法第4条第1項に基づく実施計画を定めようとするときは、同条第5項に基づき、平成25年3月31日までに環境大臣に協議し、その同意を得なければならないこととされています。同日までに大阪市から実施計画に係る協議を受けた事実がないことから、本件により特別区へ移管される事務は実質的には存在しないという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>【1 掲載されていない条項に基づく事務】 法第4条第3項については、同条第1項の事務（計画策定）を実施するに当たっての細目（配慮義務）を定めたものであり、事務の分担を検討する単位としては第1項のみと捉えています。</p> <p>【2 移管事務の存否】 ご指摘のとおり本件事務は実質的には存在しませんので、本件事務の取扱いについては検討させていただきます。</p>
27	環境省	<p>1. No.25（経済産業省質問）の回答について、「事務の実施にあたり、広域自治体と特別区が連携をとる」機能はどのように担保するのでしょうか。</p> <p>2. No.41（環境省質問）の回答について、「事務の実施にあたり、広域自治体と特別区が連携をとる」機能はどのように担保するのでしょうか。</p> <p>3. これまで、工業用水法に基づく「井戸の使用の許可」（工業用水法第3条第1項）等及びビル用水法に基づく「揚水施設の使用の許可」（ビル用水法第4条第1項）等の事務は、それぞれ都道府県及び大阪市が実施しているところですが、当該事務を特別区が実施する場合、当該事務に係る知見は各特別区においてどのように確保していくのでしょうか。</p>	<p>【1 連携をとる機能（工業用水法）】 広域自治体と特別区の連携については、必要に応じて連絡会議を開催するなど、広域にわたる地盤沈下対策に係る情報の共有を図ること等を想定しています。</p> <p>【2 連携をとる機能（ビル用水法）】 本件事務は、特定地域内における規制業務ですが、広域的な調整が必要な案件については、現在も、府市で調整を行っており、引き続き連携をとることが可能と考えます。</p> <p>【3 知見の確保】 当該事務については、現在政令指定都市として大阪市が担っている、また、都道府県事務であっても事務処理特例条例により大阪市が担っています。従って、中核市・特例市の権限に属する事務と同様、現在都道府県・政令指定都市の権限に関する事務を担っている大阪市の職員が新たな特別区の担当部署に配置されることが基本であり、新たな特別区において必要な知見が確保されるものと考えます。</p>